

令和6年度 第2回

胎内市国民健康保険
運営協議会

日時 令和7年2月6日(木)
午後3時から

会場 胎内市役所 4階 委員会室

胎内市国民健康保険 運営協議会会議次第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 令和7年度の保険税率等について

(2) 令和7年度胎内市国民健康保険事業特別会計当初予算案について

(3) 令和7年度国民健康保険事業計画について

(4) 保健事業について

(5) その他

5 閉 会

胎内市国民健康保険 運営協議会委員名簿

委員区分	氏名	備考
一号委員 (被保険者を代表する委員)	河村 順子	被保険者代表
	市村 美由紀	被保険者代表
	小田 大	被保険者代表
二号委員 (保険医又は保険 薬剤師を代表する委員)	橋本 敏之	新発田北蒲原医師会胎内支部推薦
	有松 圭	北蒲原歯科医師会胎内班推薦
	相澤 宗一郎	下越薬剤師会推薦
三号委員 (公益を代表する委員)	井上 喜美男	胎内市商工会会長
	阿彦 和男	胎内市社会福祉協議会会長
	石山 京子	ウェルネス中条施設長

令和6年度国民健康保険事業担当職員

所 属		職 名	氏 名	職 務
課 名	係 名			
市民生活課		課長	宮崎 博	(兼)課総括
	ほけん 年金係	参事	吉田 優子	(兼)係総括
		主任	阿部 正彦	(専)資格管理、保険給付等
		主任	安藤 大地	(専)保険税賦課、実態調査等
		主任	宮村 奈緒	(専)補助金関係、月報・年報関係
	主事	小泉 彩花	(専)特定健診、人間ドック等	
健康づくり課		課長	矢部 孝俊	(兼)課総括
	元気応援係	参事	傳 秀子	(兼)係総括
		主任	熊谷 真梨子	(兼)特定健診、国保データヘルス計画
福祉介護課		課長	金子 千恵	(兼)課総括
	健康長寿推進係	係長	河内 桂子	(兼)係総括
		主査	諸橋 昭子	(専)医療費分析、国保データヘルス計画
税務課		課長	川崎 喜之	(兼)課総括
	収納係	係長	須貝 彰	(兼)係総括
		主査	佐藤 慶之	(専)滞納整理事務、収納管理等

令和7年度の納付金及び保険税率について

(1) 胎内市の納付金（一般分）について

区分	R 6	R 7	増減額	増減率	
				総額	一人当たり
医療分	446,902,926円	433,148,878円	▲ 13,754,048円	▲ 3.08%	3.01%
後期高齢者 支援金等分	162,412,453円	157,647,041円	▲ 4,765,412円	▲ 2.93%	3.16%
介護分	49,404,120円	45,609,787円	▲ 3,794,333円	▲ 7.68%	▲ 3.81%
合計	658,719,499円	636,405,706円	▲ 22,313,793円	▲ 3.39%	1.42%

医療分において国負担金が増加したことや、後期高齢者支援金分や介護分において新潟県に割り当てられた納付金が減少したことなどにより総額では3.39%減少しましたが、被保険者の減少が大きく（増減率▲5.91%）一人当たりは1.42%（2,121円）の増加となりました。

(2) 保険税率について

保険税率

区 分		令和2年度 (据置)	令和3年度 (据置)	令和4年度 (据置)	令和5年度 (据置)	令和6年度 (据置)	令和7年度 (据置)
医療分	所得割%	7.70	7.70	7.70	7.70	7.70	7.70
	均等割円	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900
	平等割円	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500
後期分	所得割%	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86
	均等割円	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
	平等割円	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800
介護分	所得割%	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09
	均等割円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400

一人当たり平均保険税額

(見込み)

円	107,897	104,260	103,091	105,600	103,012	103,010
うち 医療分	61,447	59,446	58,744	60,462	59,169	59,170
うち 後期分	22,399	21,732	21,442	22,197	21,836	21,830
うち 介護分	24,051	23,082	22,905	22,941	22,007	22,010
前年度比較	円	▲ 3,637	▲ 1,169	2,509	▲ 2,588	▲ 2

令和7年度において、現行税率にした場合の予算収支見込みでは、4,500万円の不足が見込まれますが、前年度繰越金を活用することで予算編成が可能でありますことから、保険税率は据え置きとさせていただきますと考えております。

国民健康保険事業基金について

検討課題①「適切な保有額」

◆平成 30 年の国保制度改正前

- ・過去 3 か年間の保険給付費の平均年額の 5 %以上に相当する額
(平成 11 年 3 月 1 日保険発第 18 号厚生省保険局国民健康保険課長通達)

◆制度改正後

- ・制度改正後における基金保有額の目安は示されていない。
- ・国保事業納付金や想定外の事態に備えるために、どれくらいの基金を保有するかは各市町村の判断に委ねられている。

◆県内市町村の基金保有状況 (R5 年度末)

- ・胎内市 199,633,553 円 1 人当たり 35,302 円 19 位 / 30 市町村
- ・20 市平均 471,378,550 円 1 人当たり 36,345 円 12 位 / 20 市
- ・県平均 503,237,417 円 1 人当たり 37,338 円

例えば…

- ・保険給付費 (22 億 7,200 万円) の 10~20%とした場合
→ 2 億 2,720 万円 ~ 4 億 5,440 万円
- ・国保財政規模 (30 億 2,400 万円) の 5%とした場合 → 1 億 5,120 万円
- ・1 人当たり 50,000~60,000 円とした場合 (被保険者数 5,600 人)
→ 2 億 8,000 万円 ~ 3 億 3,600 万円

検討課題②「基金の使途」

保険税収納不足については、新潟県国民健康保険財政安定化支援事業で対応可能であるものの、変動する収納の不足については予測することが困難であることから、状況に応じた対応を実施できる基金を保有することが必要と思われる。

①制度変更等によって被保険者へ過重な影響がある場合

- ・国庫負担金の返還
- ・収入減による決算補填
- ・納付金の増による税率改正の際の激変緩和措置
- ・国保税水準の統一に係る負担増
- ※保険税の引き下げを目的に恒常的に基金を投入することは想定しない。

②重点的な取組が必要な場合

- ・特定健診受診率向上や将来にわたって医療費抑制となる保健事業

③その他

- ・経済事情の変動や災害が発生した際の緊急対応のための財源

(参考) 令和5年度末の県内市町村基金残高

市町村名	令和5年度末基金残高				令和4年度末基金残高				増減 R5→R4
	基金残高	被保険者数 (年度平均)	1人当たり 保有額	順位	基金残高	被保険者数 (年度平均)	1人当たり 保有額	順位	
粟島浦村	30,000,000	104	288,462	1	25,000,000	109	229,358	1	5,000,000
出雲崎町	139,609,000	909	153,585	2	119,899,000	955	125,549	2	19,710,000
関川村	115,249,409	1,035	111,352	3	137,249,409	1,103	124,433	3	-22,000,000
柏崎市	1,570,128,601	15,410	101,890	4	1,444,700,502	16,240	88,959	4	125,428,099
阿賀町	189,369,029	2,018	93,840	5	183,417,343	2,155	85,112	5	5,951,686
五泉市	793,859,511	9,153	86,732	6	673,551,184	9,809	68,667	8	120,308,327
田上町	206,931,411	2,429	85,192	7	208,917,174	2,548	81,993	6	-1,985,763
加茂市	400,495,572	5,121	78,207	8	400,495,572	5,437	73,661	7	0
小千谷市	423,274,673	6,544	64,681	9	433,195,808	6,952	62,312	10	-9,921,135
燕市	878,953,828	13,790	63,738	10	937,406,962	14,460	64,828	9	-58,453,134
刈羽村	53,031,178	841	63,057	11	46,689,577	867	53,852	11	6,341,601
糸魚川市	402,478,354	7,299	55,142	12	202,368,354	7,724	26,200	21	200,110,000
村上市	608,851,241	11,105	54,827	13	402,603,795	11,748	34,270	16	206,247,446
湯沢町	117,618,691	2,158	54,504	14	118,170,066	2,204	53,616	12	-551,375
長岡市	2,335,856,468	45,737	51,071	15	2,157,452,468	48,180	44,779	13	178,404,000
見附市	350,665,437	6,882	50,954	16	200,660,437	7,201	27,866	19	150,005,000
三条市	835,048,885	17,239	48,440	17	799,611,873	18,024	44,364	14	35,437,012
新発田市	806,658,495	18,042	44,710	18	709,372,881	18,996	37,343	15	97,285,614
胎内市	199,633,553	5,655	35,302	19	199,629,572	5,988	33,338	17	3,981
聖籠町	68,228,125	2,242	30,432	20	68,226,753	2,392	28,523	18	1,372
上越市	807,140,516	31,653	25,500	21	915,187,516	33,520	27,303	20	-108,047,000
新潟市	3,184,626,243	140,663	22,640	22	3,159,012,553	147,377	21,435	22	25,613,690
弥彦村	23,200,000	1,446	16,044	23	23,000,000	1,502	15,313	24	200,000
南魚沼市	161,125,381	11,186	14,404	24	161,065,608	11,790	13,661	25	59,773
魚沼市	81,563,000	6,946	11,742	25	116,528,000	7,361	15,830	23	-34,965,000
妙高市	70,873,695	6,098	11,622	26	70,866,108	6,396	11,080	26	7,587
十日町市	111,554,937	9,894	11,275	27	111,525,611	10,519	10,602	27	29,326
阿賀野市	71,669,511	8,540	8,392	28	64,000,511	8,900	7,191	28	7,669,000
津南町	12,529,159	2,073	6,044	29	12,528,601	2,171	5,771	29	558
佐渡市	46,898,606	12,130	3,866	30	66,896,783	12,900	5,186	30	-19,998,177

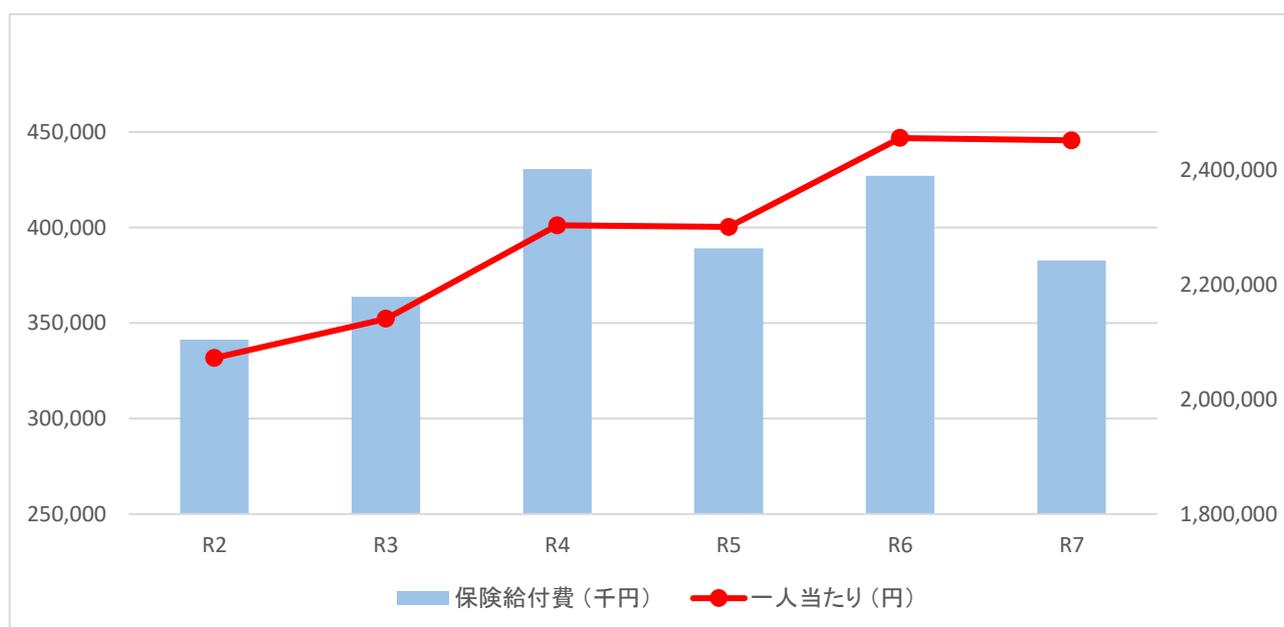
※R6 積み立て1億円を加えた場合

残高 299,633,553円 1人当たり 52,986円 15位 / 30市町村

保険給付費の推移

年度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (決算)	R6 (見込み)	R7 (予算)
保険給付費※ (千円)	2,104,294	2,179,129	2,401,818	2,263,810	2,390,000	2,242,742
一人当たり (円)	331,698	352,211	401,105	400,320	446,812	445,607
被保険者数 (人)	6,344	6,187	5,988	5,655	5,349	5,033
うち退職	0	0	0	0	0	0

※療養給付費、療養費、高額療養費の合計



令和7年度の保険給付費は、令和6年度決算見込と比較し、総額では6.16%の減少、一人当たりでは0.27%の減少が見込まれています。

制度改正について

(1) 課税限度額について

保険料負担が、より負担能力に応じたものになるよう課税限度額を改正するものです。

令和7年度から適用されます。(3月末条例改正予定)

区分	現行	改正後	超過見込世帯数	影響額 (増収見込額)
医療分	650,000 円	660,000 円	20 世帯 (±0 世帯)	200,000 円
支援金等分	240,000 円	260,000 円	19 世帯 (▲1 世帯)	390,105 円
介護分	170,000 円	据置	-	-

(2) 5割軽減・2割軽減の基準見直しについて

令和6年度の消費者物価の伸びの見直し等を考慮し、保険料軽減の所得判定基準額が変更となります。令和7年度から適用されます。(3月末条例改正予定)

軽減割合	現行	改正後	影響額 (減収見込額)
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)	変更なし	なし
5割	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	左記下線部が 30.5万円に 変更	2割⇒5割 27世帯 514,000円
2割	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	左記下線部が 56万円に変更	なし⇒2割 26世帯 724,200円

(3) 高額療養費の自己負担額の見直しについて

自己負担限度額が所得区分に応じて見直されるとともに、所得区分が細分化されます。併せて、70歳以上に設けられている外来に係る自己負担限度額(外来特例)についても見直しされます。今後正式に通知される見込みです。

- ①令和7年8月 高額療養費の自己負担限度額の見直し(一定程度の引き上げ)
- ②令和8年8月 所得区分に応じたきめ細かい制度設計とする観点からの所得区分の細分化
(住民税非課税区分を除く所得区分を概ね三区分に細分化)
- ③令和9年8月 自己負担限度額の引き上げ

参考

70歳未満の人の場合

同じ人が同じ月内に同じ医療機関で支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。



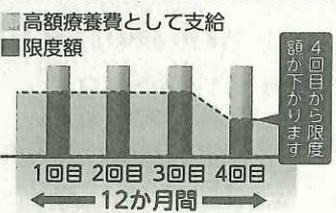
◆自己負担限度額(月額)

所得*区分	3回目まで	4回目以降	認定証の申請
所得901万円超	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% <i>290,400</i> <i>968,000</i>	161,100円 140,100円	必要
所得600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% <i>188,700</i> <i>628,000</i>	104,700円 93,000円	
所得210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <i>88,200</i> <i>294,000</i>	48,900円 44,400円	
所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円 <i>60,600</i>	44,400円 <i>46,500</i>	
住民税非課税世帯	35,400円 <i>36,300</i>	24,600円 <i>25,200</i>	

*所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得区分アとみなされます。

◆高額療養費の支給が4回以上あるとき

過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。



◆同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が申請によりあとから支給されます。



70歳以上75歳未満の人の場合

一般、低所得者I・IIの人は、外来(個人単位)Aの限度額を適用後に外来+入院(世帯単位)Bの限度額を適用します。



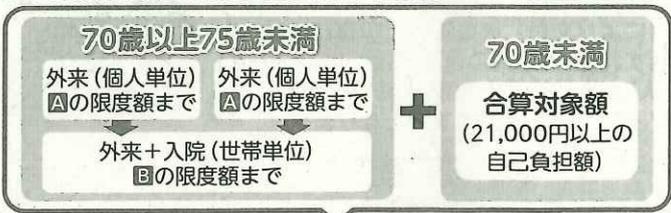
◆自己負担限度額(月額)

所得区分(P5参照)	外来(個人単位)A	外来+入院(世帯単位)B	認定証の申請
現役並み所得者 II(課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% <i>290,400</i>	161,100円 <i>968,000</i>	不要
II(課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% <i>188,400</i>	104,700円 <i>628,000</i>	必要
I(課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <i>88,200</i>	48,900円 <i>294,000</i>	必要
一般(課税所得145万円未満等)	18,000円*2	57,600円 <i>60,600</i> [44,400円*3] <i>46,500</i>	不要
低所得者II	8,000円	24,600円 <i>25,300</i>	必要
低所得者I	8,000円	15,000円 <i>15,400</i>	

- *1 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
- *2 年間(8月~翌年7月)の外来の限度額は144,000円です。一般、低所得者I・IIだった月の自己負担額の合計に適用します。
- *3 過去12か月以内にBの限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
- 75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯の場合

- 70歳以上75歳未満の人の限度額をまず計算。
- ①に70歳未満の人の合算対象額(21,000円以上の自己負担額)を加算。
- 70歳未満の人の限度額を適用して計算。



国保世帯全体 70歳未満の人の限度額まで

令和7年度胎内市国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）

歳入

（単位：千円）

款項目	R7当初予算額 ①	R6当初予算額 ②	比較①-② (額)	増減率 (%)	備考
1 国民健康保険税	428,128	464,028	▲ 35,900	-7.7%	加入者が納める保険税
1 国民健康保険税	428,128	464,028	▲ 35,900	-7.7%	被保険者数減少
1 一般被保険者国民健康保険税	428,044	463,937	▲ 35,893	-7.7%	医療分 282,907 支援金分 104,405 介護分 27,910 滞納繰越分 12,822
2 退職被保険者等国民健康保険税	84	91	▲ 7	-7.7%	滞納繰越分 84
2 使用料及び手数料	211	211	0	0.0%	督促手数料ほか
3 県支出金	2,213,231	2,256,791	▲ 43,560	-1.9%	主に保険給付に充てる交付金等
1 県補助金	2,213,231	2,256,791	▲ 43,560	-1.9%	
1 保険給付費等交付金	2,213,231	2,256,791	▲ 43,560	-1.9%	普通交付金 2,175,332 特別交付金 (保険者努力支援分) 11,115 (特別調整交付金分) 9,714 (特別交付金(県繰入分)) 8,498 (特定健康診査等負担金) 8,572
4 財産収入	330	4	326	8150.0%	基金利子
5 繰入金	250,147	245,566	4,581	1.9%	低所得者に対する財政支援等の公費
1 他会計繰入金	250,147	245,566	4,581	1.9%	
1 一般会計繰入金	250,147	245,566	4,581	1.9%	保険基盤安定分 146,046 未就学児均等割軽減分 666 産前産後保険税軽減分 60 職員給与費等分 56,603 出産育児一時金 2,666 財政安定化支援事業 44,106
6 繰越金	45,000	35,000	10,000	28.6%	前年度からの繰越金
7 諸収入	3,253	3,300	▲ 47	-1.4%	
1 延滞金加算金及び過料	2,543	2,543	0	0.0%	
2 預金利子	0	1	0	-100.0%	
3 雑入	710	756	▲ 46	-6.1%	第三者行為納付金 500 過誤給付返納金 200 特定健診受診者返納金 10
歳入合計	2,940,300	3,004,900	▲ 64,600	-2.2%	

歳出

(単位：千円)

款 項 目	R 7当初予算額 ①	R 6当初予算額 ②	比較①-② (額)	増減率 (%)	備考
1 総務費	58,539	52,184	6,355	12.2%	国保事業に係る一般事務費
1 総務管理費	55,951	49,766	6,185	12.4%	
2 徴税費	2,451	2,281	170	7.5%	
3 運営協議会費	137	137	0	0.0%	
2 保険給付費	2,182,334	2,220,061	▲ 37,727	-1.7%	医療機関などに支払う給付費
1 療養諸費	1,895,773	1,928,637	▲ 32,864	-1.7%	} 2,175,332 全額が県から 交付される
1 一般被保険者療養給付費	1,879,164	1,911,884	▲ 32,720	-1.7%	
2 一般被保険者療養費	8,288	8,432	▲ 144	-1.7%	
3 審査費	8,321	8,321	0	0.0%	
2 高額療養費	279,558	284,421	▲ 4,863	-1.7%	
1 一般被保険者高額療養費	279,258	284,121	▲ 4,863	-1.7%	
2 一般被保険者高額介護合算療養費	300	300	0	0.0%	
3 移送費	1	1	0	0.0%	
4 出産育児一時金	4,002	4,002	0	0.0%	50万円×8件、事務手数料 2千円
5 葬祭等諸費	3,000	3,000	0	0.0%	5万円×60件
3 国民健康保険事業費納付金	636,407	658,795	▲ 22,388	-3.4%	県に対して支払う納付金
1 医療給付費分	433,149	446,957	▲ 13,808	-3.1%	
1 一般被保険者医療給付費分	433,149	446,903	▲ 13,754	-3.1%	
2 退職被保険者等医療給付費分	0	54	▲ 54	-100.0%	
2 後期高齢者支援金等分	157,648	162,433	▲ 4,785	-3.0%	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	157,648	162,413	▲ 4,765	-2.9%	
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0	20	▲ 20	-100.0%	
3 介護納付金分	45,610	49,405	▲ 3,795	-7.7%	
4 保健事業費	49,641	49,807	▲ 166	-0.3%	特定健診等の事業費
1 保健事業費	27,831	27,749	82	0.3%	
1 保健衛生普及費	2,386	2,304	82	3.6%	ジエネリック差額通知、健康奨励事業ほか
2 疾病予防費	25,445	25,445	0	0.0%	人間ドック助成 22,938 脳ドック助成 976 胸部・腹部CT助成 1,531
2 特定健康診査等事業費	21,810	22,058	▲ 248	-1.1%	特定健診等負担金ほか
5 基金積立金	330	4	326	8150.0%	
6 公債費	1	1	0	0.0%	
7 諸支出金	3,048	3,048	0	0.0%	保険税の還付金等
1 償還金及び還付加算金	3,048	3,048	0	0.0%	
1 一般被保険者保険税還付金	3,000	3,000	0	0.0%	
2 退職被保険者等保険税還付金	0	0	0		
3 一般被保険者還付加算金	48	48	0	0.0%	
4 退職被保険者等還付加算金	0	0	0		
8 予備費	10,000	21,000	▲ 11,000	-52.4%	
歳 出 合 計	2,940,300	3,004,900	▲ 64,600	-2.2%	

国民健康保険	令和7年度末	令和6年度末
財政調整基金残高見込み (円)	299,641,581	299,637,567

令和7年度胎内市国民健康保険事業計画

令和7年度における胎内市国民健康保険事業の運営の基本となる取組について定め、着実に実行することで、事業の健全な運営を確保するとともに、被保険者の健康の保持・増進を支える医療制度として機能することを目指し、本事業計画を策定する。

主要施策の実施

(1) 収納率向上対策の推進

徴収体制を整備するとともに、口座振替を推進し、現年度分の収納率96%以上を維持し、口座振替割合（年金天引含む）が80%以上になるよう取り組む。

① 徴収体制の整備

税務課及び市民生活課で合同の徴収体制を整備し、徴収を強化する。

ア 体制

税務課長、市民生活課長、税務課収納係、市民生活課ほけん年金係

イ 実施内容

生活実態と担税力を考慮しながら、納税意識の高揚と自主納付を促進するための積極的な納税相談を行う。

② 口座振替の推進

納付書に口座振替推進の文言を印刷するほか、納税交渉や国保新規加入手続き時に口座振替の利用を促す。

③ 納付方法の拡充

納付書に地方税統一QRコードを印字し、利便性の向上を図る。

【対応する納付方法】

- ・全国の「地方税統一QRコード対応金融機関」窓口での納付
- ・クレジットカード決済
- ・スマートフォン決済

(2) 資格管理適正化対策の推進

オンライン資格確認等システムを活用して資格異動者を把握し、届出の勧奨を行う。

また、異動の多い年度末に、市報に資格異動の届出についての啓発記事を掲載し、就職時・離職時等における速やかな届出を周知する。資格異動届出の遅延者に対しては速やかに手紙による勧奨を行い、反応がない者に対しては臨戸訪問を実施する。

(3) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは保険証や限度額適用認定証として利用できることから、その普及が進むことにより市民の利便性が高まる。また、資格相違による医療費の過誤処理や限度額認定証等の発行といった事務の軽減にも繋がることが期待される。

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことに伴い、マイナンバーカードの利便性向上に向けた取組を推進することで、その普及促進・利用促進に努める。

(4) 医療費適正化対策の推進

保健事業の実施により、被保険者の健康の保持増進や疾病の予防を図る。特に特定健康診査及び特定保健指導については生活習慣病予防に重要な施策であることから、受診率向上に向け確実に取組を実施する。

① レセプト点検の実施

医療費の適正化を図るため、新潟県国保連合会における共同事業を活用したレセプト点検により、単月点検、縦覧点検及び突合点検等を実施する。また、重複・頻回受診者や多剤投薬者を把握し、該当者には保健師による訪問指導を行い適正な受診や服薬を促す。

② 特定健康診査及び特定保健指導の実施

被保険者の健康増進を図るため、引き続きデータヘルス計画等に基づき特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

③ 人間ドック等の費用助成の実施

被保険者の疾病の早期発見・早期治療を目的として、35歳以上の被保険者に対し、人間ドック、胸部・腹部CT検査、脳ドックの受診費用の一部を助成する。

また、新たに助成の対象となる35才の被保険者の皆様に対して受診の「きっかけ」となるメッセージを発信し、受診を勧奨する。

④ ジェネリック医薬品の普及啓発の推進

「ジェネリック医薬品希望カード」の配布、「ジェネリック医薬品の差額通知」による啓発及び市報での周知により普及を図り、胎内市におけるジェネリック医薬品の普及率（数量ベース）が前年度を上回るよう取り組む。

⑤ 医療データの活用について

KDB（国保データベース）システムから提供される健診・医療・介護のデータを利活用し、疾病リスクの高まるおそれのある方や医療機関に受診する必要があるものの受診していない方に積極的に関与し、疾病予防及び重症化予防につなげる。

また、疾病の傾向をよりの確に把握し、分析することで、効果的な予防・改善策を見出す。

⑥ 被保険者健康インセンティブ事業について

疾病予防対策には、日頃から、自身の健康意識を高く持つことが大切である。

特定健康診査や人間ドック等を受けるとともに、健康づくりに励み、かつ、一定期間医療機関に受診することなく健康に過ごせた方々に対し健康奨励品を贈呈することで、個人の健康増進活動に対する動機付けを行い、ひいては、医療費の適正化につながることを目指す。

⑦ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者は複数の慢性疾患を持ちフレイル状態に陥りやすいため、包括的に疾患管理を行い、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を目的とした保健事業とフレイル対策等の介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸を目指す。

事業の実施に当たっては、庁内関係各課と連携を図りながら年齢区分にとらわれず一貫性、連続性のある取組を行う。

⑧ 第三者行為求償の取組

第三者行為による傷病届の適正な提出を求めるため、市報等を活用して周知・啓発するとともに、第三者行為による被害の発見のため、レセプトに基づき第三者行為による傷病が疑われる者に対し届出を勧奨するほか、損害保険会社や消防署等との協力連携体制により対象者の適正な把握と迅速な請求に取り組む。

1.令和5年度事業評価時に次年度評価としていた指標の評価

①特定健康診査

	評価項目・評価指標	目標値	達成状況
アウトカム指標	(1)特定健診受診率 i 集団健診受診率 ii 人間ドック受診率 iii その他受診率…… (その他) ・施設健診 ・みなし健診 ・健診データ提供	(1)60% 【内訳】 i 37.0% ii 20.0% iii 3.0%	(1)48.0% 【内訳】 i 32.2% ii 1.7% iii 1.0%
評価・考察等	(1)目標達成はできなかったが、R4年度と比較すると受診率は上がった。		

④特定保健指導

	評価項目・評価指標	目標値	達成状況
アウトカム指標	(1)指導実施者の次年度 特定保健指導出現率 (2)指導対象者の 生活習慣改善率	(1)次年度出現率80%以下 (2)75%	(1)76.9% (2)63.3%
アウトプット指標	(1)特定保健指導実施率 i 集団健診受診者 ii 人間ドック、施設健診、その他 (2)初回面接実施率 i 集団健診受診者 ii 人間ドック、施設健診、その他 (3)集団支援実施回数	(1) i 85% ii 20% (2) i 85% ii 25% (3) 1回	(1) i :87.2% ii :6.0% (2) i :92.7% ii :7.2% (3)糖尿病予防講座として2回
評価・考察等	<p>アウトカム指標</p> <p>(1)目標を達成できたが、引き続き成果を出すための支援ができるよう努めていく。</p> <p>(2)個別支援で対象者に合った支援をするよう努めているが、目標を達成できなかった。より生活習慣の改善につながるよう職員のスキルアップが必要である。</p> <p>アウトプット指標</p> <p>(1)(2)集団健診受診者は健診時に初回面接ができ、関係性も作りやすいため高い実施率を維持できている。人間ドックや施設健診受診者には対象者に応じた支援をするよう努めているが、委託健診機関の協力が必要である。</p> <p>(3)集団支援のための講座は行っていないが、生活習慣病予防講座の対象として案内をしている。</p>		

⑤早期介入事業

	評価項目・評価指標	目標値	達成状況
アウトカム指標	(1)30代の健診受診率 i 集団健診 ii 人間ドック (2)医療機関受診率 ※集団健診受診者のみ	(1)25% (2)33%	(1)14.2% 【参考(受診者数)】 i 38人 ii 3人 (2)50.0%
評価・考察等	(1)目標達成はできなかったが、R4年度と比べてほぼ横ばいに推移している。 (2)目標を達成できた。対象者の内、レセプトで他疾患での受診歴も確認しており、今後も結果説明会での保健指導に力を入れて正しい受診行動につながるよう支援していく。		

⑥生活習慣病予防のための重症化予防事業

	評価項目・評価指標	目標値	達成状況
アウトカム指標	【⑥-1】 1. 要受診判定者の医療機関受診率 (1)集団(施設)健診 i 血圧 ii 血糖 iii HbA1c iv CKD (2)人間ドック受診者 2. 要受診判定者かつ重症化予防 対象者の医療機関受診率 【⑥-2】 (1)(保健指導実施者の)生活習慣改善率 (2)(保健指導実施者の)次年度健診結果改善率	【⑥-1】 1.-(1) i 52.5% ii 59.5% iii 72.5% iv 88.5% 1.-(2) 50% 2. 80% 【⑥-2】 (1)75% (2)75%	【⑥-1】 1.-(1) i 56.1% ii 65.1% iii 66.7% iv 82.2% 1.-(2) 40% 2. 74.1% 【⑥-2】 (1)52.9% (2)50%
評価・考察等	【⑥-1】 1. 血圧、血糖については目標達成しているが、HbA1c、CKDについては未達となっている。勧奨により医療機関を受診しても、主治医の意見書では「異常なし」と診断され、継続受診につながらないケースもあると考えられるため、医療機関との連携や継続して勧奨していく必要がある。 2. 目標値は未達。CKD該当者では高血圧症、糖尿病等の生活習慣病で受診中の方も多いが、CKDのフォローまでされているか不明な方もいるため、受診勧奨時の説明・確認事項にCKDのフォローの有無を追加していきたい。 【⑥-2】 (1)、(2)とも目標は未達であったが、前年度と比較すると改善率は上がっている。保健指導実施率は90%を超えているので、指導内容を工夫し、達成を目指す。		

⑦歯科健診受診率

	評価項目・評価指標	目標値	達成状況
アウトカム指標	(1)40歳～80歳の歯科健診受診率 (各年代毎の受診率) ※令和5年度から20、30歳を対象に追加したが、受診率は40～80歳の受診率で評価する。	(1)16.0%	(1)19.8% ※20～80歳：18.8% [補足]世代別受診率 20歳14.8%、30歳13.0% 40歳20.5%、50歳18.3% 60歳25.7%、70歳21.5% 76歳19.0%、80歳14.5%
評価・考察等	(1)目標を達成できた。未受診者対策とし、未受診者の方に受診票の再通知を実施した(20歳～60歳の方には10月に、70歳の方には翌年1月に発送)。また、12月と翌年1月には市報に受診を促す記事を掲載し、受診勧奨を行った。		

⑧運動習慣定着促進事業

	評価項目・評価指標	目標値	達成状況
アウトカム指標	(1)事業参加率 (参加者/特定健診受診者) (2)参加者のうち、運動習慣の無かった人で、運動習慣が身についた人の割合 i 運動習慣定着促進事業(ウォーキング講座) ii 運動講座(糖尿病予防講座)	(1)5.0% (2)50%	(1) 3.9% (2)70.0% i 35.7% ii 54.5%
アウトプット指標	【運動習慣定着促進事業(ウォーキング講座)】 (1)運動講座参加勧奨実施率 i 集団健診 ii 人間ドック、施設健診 【運動講座(糖尿病予防講座)】 (2)運動講座の実施回数 (3)運動講座の参加者数	(1) i 100% ii 10% (2) 2回 (3)50人	(1) i 100% ii 1.7% (2) 3回 (3)53人(延べ人数)
評価・考察等	<p>アウトカム指標</p> <p>(1)対象全体に対する事業参加率は、目標を達成していないが、昨年度よりも参加者が増えた。糖尿病予防講座参加者や特定保健指導対象者などに再勧奨を行った。今後は参加者アンケート等参加者の声を聴きながら、事業の振り返りを行い、今後の体制を検討していきたい。</p> <p>(2)参加者の運動継続に対する意欲の向上は見られている。 i ウォーキング講座の参加者のアンケート集計結果から、3割がウォーキング講座が運動を始めるきっかけになったと回答した。また、今後も運動を続けていきたいかの問いに全ての参加者が「今後も運動を続けていきたい」、「できれば続けたい」のいずれかに回答しており、参加者の継続意欲が高いことがわかる。 ii 糖尿病予防講座では、「運動への意欲が高まった者の割合」が5割を超え、講座に参加したことで運動に対し、前向きに取り組みたいと感じた方が多かった。 どちらの事業も参加者の満足度は高かったため、まずは講座に参加してみようと思えるような周知を行っていくとともに、事業参加だけで終わらず、運動を継続していけるような働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>アウトプット指標</p> <p>(1)集団健診受診者に面接又は電話で直接周知する他郵送で案内しており、100%の人に周知できた。ドック・施設健診受診希望者には、ほけん年金係でチラシを配布し、100%の人に周知をしたが、実際にスタンプカードを配布したのは1.7%と目標に達しなかった。</p> <p>(2)1回目計画の際、3回分の計画を立て、講師依頼等も行ったため、目標を達成できた。</p> <p>(3)健診結果においてハイリスク者に直接周知したことで、参加意欲につながったためか予想以上の参加が見られ、目標は達成できた。 健診受診者の中でも、より必要性の高い方に多く参加してもらえよう結果説明会での声掛けやハイリスク者への通知など周知方法を検討していきたい。</p> <p>【人間ドック】 人間ドック費用助成申請時や施設健診受診券発行時に窓口にて説明・配布した。契約をした6月前に申請した者にはチラシを郵送した。</p>		

⑨生活習慣病予防の知識普及啓発事業

	評価項目・評価指標	目標値	達成状況
アウトカム指標	(1)喫煙本数が減少した者の割合 (減少者数/実施者数) (2)栄養指導実施率 i 面談 ii 電話 (3)生活習慣病予防講座の参加者数 (4)塩分摂取量のアンケート適正摂取量の割合	(1)10% (2)90%維持 ※達成状況では i ~ ii ごとに記載 (3)50人以上 (4)21%	(1)11.9% (2)98.6% i 69.4% ii 29.2% (3)96人 (4)21.7%
アウトプット指標	(1)個別禁煙指導実施率 (実施者数/喫煙者数) (2)栄養指導実施回数 (3)生活習慣病予防講座の実施回数	(1)50% (2)必要回数の確保 (3)2回以上	(1)99.4% (2)結果説明会での 日程確保数は35回 (集団日15回+個別日20回)+必要時 (3)3回
評価・考察等	<p>アウトカム指標</p> <p>(1)目標を達成でき、中には禁煙した者もいた。対象者の多くは喫煙は良くないと分かっているがやめることが出来ず、家族の前では吸わないなどの工夫をしている者も多い。今後も、結果説明会での指導に加え、個別健康教育等情報を提供し、指導を継続していきたい。</p> <p>(2)目標を達成できた。 結果説明会の集団支援日には、会場に「栄養ブース」をつくり、栄養士や食生活改善推進委員から模型を使ってバランス食の説明やし好品のとり方等指導を受ける機会を設けた。参加者の反応はよく、待ち時間を利用した指導の機会として効果的であったと思われる。実施率とともに、栄養指導の内容についても、参加者にとって興味を持てるような内容にしていけるよう考えていく必要がある。</p> <p>(3)2回目の講座には定員を超える申し込みがあり、3回目の講座を案内するほどで目標を達成できた。</p> <p>(4)目標を達成できた。年齢が若いと点数が加点されることから高齢化の影響もあるかもしれないが、毎年実施することで意識づけにつながると考えられるため今後も継続し適切な食塩摂取のための助言をしていく。</p> <p>アウトプット指標</p> <p>(1)特定健診の質問票より、喫煙者を対象に喫煙の害や市の禁煙指導の情報を掲載したパンフレットを用い、対象者に指導を実施した。事前に喫煙者を把握することで対象者を見落とすことなく指導を行うことが出来た。昨年同様に結果説明会来所者や訪問等でABR方式を用いた対面指導をし、電話での健診結果説明の際にもABR方式の指導を実施し、目標を達成できた。</p> <p>(2)結果説明会では、個別で栄養指導を実施したほか、希望に合わせて対応した。引き続き対象者のニーズに合わせたタイムリーな対応ができるよう調整していく必要がある。</p> <p>(3)健診受診者のハイリスク者向けの講座2回と健診受診に関わらず希望者に参加してもらえる講座1回の計3回として実施した。対象の実施日に都合が合わない人については他の日程を周知するなどして調整した。講座希望者ができるだけ参加できるよう、実施時期や回数などを検討していく必要がある。</p>		

事業番号	事業名
①	特定健康診査事業

事業説明	
事業目的(目標)	自分の健康状態を知るために定期的に健診を受けることで、健診結果と生活習慣、疾病発症の関係を理解し、生活習慣改善に向けての動機づけを図る。
対象者	40～74歳の国民健康保険加入者
実施期間	(集団健診) : 令和6年5月～11月 (施設健診) : 令和6年8月～令和7年1月 (人間ドック費用助成) : 令和6年4月～令和7年3月 (みなし健診) : 令和6年11月～令和7年3月 (健診結果の収集) : 令和6年10月～12月
事業概要	集団健診・・・市内4か所で集団健診を実施する。実施に関して適切な周知を行う。 施設健診・・・施設健診に協力していただける医療機関と事前に打ち合わせを行い、施設健診を実施する。実施に関して適切な周知を行う。 人間ドック・・・人間ドック助成費用の予算を確保する。助成額、申込方法等について適切な周知を行う。集団募集を実施する。 その他・・・上記3つ以外の健診を利用している者に対する健診結果提供依頼や、かかりつけ医による「みなし健診」が可能な者に対する周知などを行う。
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	「評価指標の推移」 令和4年度実績は47.7%であり、増加傾向にある。しかし、令和5年度までの目標値(全体)60%に対して、目標到達が難しい状況であるため、第3期計画は最終目標を55%に変更し、目標達成を目指す。
今年度の取組状況	<p>1. 集団健診【実施者：保健師(健康づくり課)、事務職員(健康づくり課 庶務係)】 利用希望者には通知等を送付し、4か所で複数回実施する健診のいずれかに参加してもらう。 (1)利用希望者の把握 利用希望者の把握(調査)は前年度の12月に実施済 (2)集団健診の準備～実施 i 健診実施日を市報に掲載し、実施日の周知を行う。 ii 各健診実施月に合わせて、利用希望者に通知(問診票等)を送付する。 iii 集団健診を実施(5月～11月)</p> <p>2. 施設健診【実施者：保健師(健康づくり課)、事務職員(市民生活課 ほけん年金係)】 8月～翌年1月を実施期間とし、受診希望者には受診券を発行する。 (1)医療機関との打ち合わせ 協力していただける医療機関(令和6年度は4か所)と、健診の流れや費用請求等に関する打ち合わせを行う。 (2)市報やHPを通じて受診希望者を募集 希望者には受診券を発行し、受診するまでの流れを説明する。</p> <p>3. 人間ドック【実施者：事務職員(市民生活課 ほけん年金係)】 人間ドックの受診希望者に対し、費用助成を行う。自家用車がない方向けに、集団募集を開催する。 【個人募集】 (1)4月に人間ドックの助成に関する市報に掲載。 (2)人間ドック費用助成申請書を提出してもらう。 【集団募集】 (1)集団募集を依頼する健診機関に実施日の確認・調整をする。 (2)市報にて、集団募集の実施を周知する。 (3)参加希望者は窓口で予約をする(助成申請書も同時提出)。</p> <p>4. 健診結果の収集(【実施者：事務職員(市民生活課 ほけん年金係)】) 他団体の健診(JAミニドック)を受診している者の健診結果を随時収集する。 【JAミニドック】 (1)JA(ミニドック受付担当)や村上総合病院(ミニドック実施担当)と打ち合わせを実施する。 JAとの確認事項の擦り合わせは8月までに完了し、村上総合病院とは9月末までに契約を完了する。 (2)JAミニドックの実施 当日は市の職員も出向き、健診結果に関する同意書に署名を依頼する。 (3)村上総合病院からミニドック受診者のデータ提供を受ける。</p> <p>5. みなし健診(【実施者：事務職員(市民生活課 ほけん年金係)】) 特定健診未受診者かつかかりつけ医での診療内容が概ね特定健診の項目を満たしている者に、みなし健診の受診動奨を実施する。 (1)11月頃を目安に、国保連合会が抽出したみなし健診対象者のデータの提供を受ける。 対象者から健診(人間ドック・施設健診)受診予定者を除き、対象者一覧を完成させる。 (2)対象者にみなし健診の受診動奨を送付する。</p>

事業評価(評価指標の推移と評価)				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	特定健診受診率	49%	次年度に評価	次年度に評価 i 集団健診受診率 ii 人間ドック受診率 iii その他受診率 (その他) ・施設健診 ・みなし健診 ・健診データ提供
アウトプット指標	健診受診動奨実施率	100%	次年度に評価	次年度に評価
事業課題	健診受診率の増加と他の健診受診者の把握及び結果取得をすること。			

事業番号	事業名
②	特定健康診査未受診者対策事業

事業説明			
事業目的(目標)	特定健診未受診者を対象に自分の身体や生活習慣を見直す手段として健診の受診を促す。 また、受診率を向上させるために、未受診理由を把握し、施設健診やみなし健診などの受診しやすい体制を整備する。		
対象者	40～74歳の国民健康保険加入者であり、健診調査票(毎年12月頃に実施する次年度の健(検)診受診に関する意向調査)で集団健診を受診希望としながら、抽出日時時点で未受診の者または、健診調査票未提出の者または、健診調査票未提出の者。	実施期間	5月～翌年3月
事業概要	未受診者に対し年齢別の方法でアプローチを行い、未受診者用に開催する集団健診、施設健診またはみなし健診の情報提供を行う。また、未受診の理由についてのアンケート調査を行う。		
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	<p>・未受診理由のアンケート結果は『医療機関にて受診しているから』と答える者が多く、施設健診やみなし健診の周知方法など受診につなげるための方法について検討と実施が必要である。</p> <p>・特定健診の受診率は横ばいに推移しており、第3期データヘルス計画における最終目標値55%には遠い状況にある。年代や男女別の健診受診の有無と医療費の違いなどを分析し対策の検討を行う。60代は仕事を退職し、受診をしてほしい年齢ではあるが、特に男性の受診率は60代女性の受診率と比べて低いという現状があるため、60代男性に対する分析を行い、対策を考える。</p>		
今年度の取組状況	<p>1.特定健診受診勧奨 対象者に対して以下の方法でアプローチを行い、受診希望者には未受診者用に開催する集団健診が施設健診の案内を送付する。 (1)40歳～64歳(年度末年齢65歳まで) 対象者に対し訪問して受診勧奨を実施する。(不在の場合は数回訪問し、なるべく会えるようにする) →訪問時に不在で、対面によるアプローチができない場合は電話や不在置きによるアプローチを実施する。</p> <p>(2)65歳～74歳(年度末年齢66歳～75歳) 文書による個別通知でアプローチする。指導内容や文書内容は、未受診理由を整理し、特定健診を受診することの重要性について伝える内容となっている。</p> <p>2.未受診者アンケート調査 訪問、電話時には話の流れで調査を実施する。対象者には、返信用ハガキにてアンケート調査を行うが回答率をあげるため、本人に会えた場合はその場で記入してもらい、家族が対応する場合はわかる範囲で記入してもらい回収してくる。</p>		

事業評価(評価指標の推移と評価)				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)健診希望で未受診者のうち、対策実施後の特定健診受診率 (2)健診希望未把握者のうち、対策実施後の特定健診受診率	(1)21.5% (2)16.0%	(1)25.3% (2)9.9%	(1)目標を達成できた。健診希望で未受診者の方は、受ける意思がある方なので日程や場所、健診料金等が本人の希望と合致すれば受診行動につながると思われる。 (2)目標を達成できなかった。無関心期にある方達が、受診行動につながるようナッジ理論に基づいた受診勧奨を今後行う必要がある。
アウトプット指標	未受診者に対する受診勧奨率 (方法) i 訪問・電話実施数 ii 通知対象数	100%	100%	対象者1,233人 i 訪問し、本人に会えた 429人 訪問し、家族に伝言した 287人 訪問後郵送した 109人 来所 12人 電話 2人 不在置き 187人 ii 郵送 207人 郵送の理由は、「地図上に住所が掲載されていない」「表札などがなく、実際に住んでいるのかどうか分からない」というものである。
事業課題	対象者の性質ごとに優先順位をつけ、アプローチを変えるなどの事業整理を行うこと。			

事業番号	事業名
③	特定健康診断結果説明会事業

事業説明	
事業目的(目標)	自身で生活習慣の改善プランを立て、実践することができる人を増やすために特定健康診断結果説明会をとおして保健指導を実施する。
対象者	40～74歳の国民健康保険加入者で集団特定健診の受診者
実施期間	6月～12月
事業概要	結果の確認方法、生活指導や医療機関受診勧奨を実施し、生活習慣改善を促す。
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	必要な人に必要な保健事業を実施するために特定健康診断結果説明会事業を実施している。特定保健指導や医療機関受診勧奨、重症化予防指導の対象者には、この機会を通じて保健指導を実施する。コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から集団説明を行わず、個別指導を実施。
今年度の取組状況	<p>《実施者》 保健師・在宅保健師・管理栄養士・在宅栄養士</p> <p>《実施会場》 4会場（中条、乙、築地、黒川）</p> <p>《方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> 出席者の確認 (1)集団健診実施時に予約をとり参加確認 i 集団支援日 ii 個別支援日 iii 訪問等個別支援 iv 電話等で説明し案内を郵送する。 (2)欠席者に再勧奨 健診結果に関する保健指導の実施 (1)特定健康診断結果説明会の参加者 予め時間を指定して、参加者に個別保健指導(健診結果や生活習慣の確認)を実施する。 ※特定保健指導対象者や受診勧奨対象者、重症化予防指導対象者など判定区分に合わせて指導(勧奨)を実施する。 事業内容、評価項目については各項目を参照 i 集団支援日 個別指導・・・結果の確認方法や生活習慣の振り返りや生活指導、受診勧奨等を実施する。 R6年度は、CKD予防に特化した独自の媒体を作成し、説明会参加者全員にポピュレーションアプローチを行う。 参加者には待ち時間を利用して栄養・歯科保健・運動コーナーを設け、生活習慣病予防に関心を持ってもらえるようPRする。 栄養はバランス食と糖尿病食の食品サンプルを展示し、糖や塩分の摂りすぎなどについて声かけを行いながら自身の生活を振り返ってもらう。 歯科保健は歯科衛生士によるオーラルフレイル予防について相談コーナーを設け、成人歯科健診のPRも合わせて行う。 運動は生活習慣病予防や運動定着につながるようパンフレットを配布する。 65歳以上の受診者にはフレイル対策、基本チェックリストを実施し、介護予防事業につなげる。 ii 個別支援日 集団健診受診時に個別支援日の日程を希望した対象者に対して結果の確認方法や生活習慣の振り返りや生活指導、受診勧奨等を実施する。 (2)特定健康診断結果説明会の欠席者 電話により集団支援や個別支援への参加を呼びかけ、できる限り対面での指導を実施できるようにする。 どうしても参加できない場合は、電話での指導を行う。 →電話対応ができない場合は、個別メッセージを付けた健診結果を郵送する。 結果説明会に参加した者で、継続支援が必要な者に対しては、地区担当者に情報提供を行う。

事業評価（評価指標の推移と評価）				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	生活改善意識がある者（取組済の実行期・維持期を含む）の割合	70%以上維持	77.20%	保健指導を受けたことにより、生活改善に取り組む意欲のある者は70%を維持しており、目標を達成できた。受診者がより意欲的に取り組みが維持できるよう、保健指導に従事する者のスキルアップも継続して行っていく。
アウトプット指標	結果説明実施率 (保健指導実施率)	90%以上維持	98%	集団健診受診者に対しては、98%と高い値で受診者本人に保健指導を実施できている。また、結果説明会にも電話にも出ずに直接話ができなかった方にはメッセージを記入して、書面での保健指導を実施している。
事業課題	参加が集中する日程の人員の拡充、日程を追加し、待ち時間を減らすこと。			

事業番号	事業名
④	特定保健指導事業

事業説明			
事業目的(目標)	特定保健指導対象者が自分の健診結果を理解し、専門職の支援を受けながら自分に合った生活習慣改善のプランを立て実践することができる人を増やすことで、特定保健指導対象者の出現率を減少させる。		
対象者	40～74歳の国民健康保険加入者のうち、人間ドックを含む特定健診を受診し、特定保健指導の対象となった者	実施期間	通年（4月～翌年3月）
事業概要	特定健診の結果により面接を行い、生活習慣を改善するための行動計画を策定し、自主的かつ継続的な取り組みが行えるように支援を実施する。		
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	令和2年度に特定保健指導の実施率が目標値である60%に到達したが、令和5年度は目標値を下回っている。目標値を達成するためには、人間ドック受診者に対する特定保健指導実施率を上げていく必要がある。		
今年度の取組状況	<p>動機づけ支援対象者</p> <p>1. 集団健診受診者</p> <p>(1)健診時に初回面接ができた場合</p> <p>i 健診後に初回面接（1回目）をし、暫定的な目標を定める。</p> <p>ii 結果説明会時に初回面接（2回目）をする。 ※欠席した場合は来庁や電話等により実施する。</p> <p>iii 3～6か月後に来庁や訪問、電話、文書により評価を実施する。</p> <p>(2)健診時に初回面接ができなかった場合</p> <p>i 結果説明会時に初回面接をする。 ※欠席の場合、訪問や来所で初回面接を実施する。</p> <p>ii 3～6か月後に来庁や訪問、電話、文書により評価を実施する。</p> <p>2. 人間ドック受診者（契約委託機関で実施する場合）</p> <p>(1)委託機関にて初回～評価まで実施する。</p> <p>3. 人間ドック受診者と施設健診受診者（胎内市が自前で実施する場合）</p> <p>(1)対象者に通知を発送する。</p> <p>(2)希望者に対して初回～評価まで実施する。</p> <p>積極的支援対象者</p> <p>1. 集団健診受診者</p> <p>(1)健診時に初回面接ができた場合</p> <p>i 健診後に初回面接（1回目）をし、暫定的な目標を定める。</p> <p>ii 結果説明会時に初回面接（2回目）をする。 ※欠席した場合は来庁や電話等により実施する。</p> <p>iii 3～6か月後に来庁や訪問、電話、文書により評価を実施する。</p> <p>(2)健診時に初回面接ができなかった場合（結果説明会には参加）</p> <p>i 結果説明会にて初回面接を実施する。</p> <p>ii 来所や訪問により中間評価を実施する。</p> <p>iii 3～6か月の継続支援および評価を実施する。</p> <p>(3)健診時に初回面接ができなかった場合（結果説明会にも不参加）</p> <p>i 訪問や来所、電話等の個別支援を行い、初回～評価まで実施する。</p> <p>2. 人間ドック受診者（契約委託機関で実施する場合）</p> <p>(1)委託機関にて初回～評価まで実施する。</p> <p>3. 人間ドック受診者と施設健診受診者（胎内市が自前で実施する場合）</p> <p>(1)対象者に通知を発送する。</p> <p>(2)希望者に対して電話や訪問、来所等の個別支援により初回～評価まで実施する。</p> <p>〈他事業との関連〉</p> <p>「特定健康診査結果説明会」にて初回面接、中間評価等の支援を実施する。</p> <p>「生活習慣病の知識普及啓発事業」で行っている講座を周知し、参加を呼びかけている。</p>		

事業評価（評価指標の推移と評価）				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)指導実施者の 次年度特定保健指導出現率 i 集団健診受診者 ii 人間ドック、施設健診、その他 (2)指導対象者（集団健診受診者） の次年度健診結果改善率	(1)次年度出現率80%以下 (2)34%	(1)(2)次年度に評価	(1)(2)次年度に評価
アウトプット指標	(1)特定保健指導実施率 (2)集団健診受診者の 特定保健指導実施率 (3)人間ドック等の 特定保健指導実施率	(1)60%以上維持 (2)80%以上維持 (3)8.4%	(1)(2)(3)次年度に評価	(1)(2)(3)次年度に評価
事業課題	人間ドック及び施設健診受診者に対する特定保健指導の実施率が低いこと。			

事業番号	事業名
⑤	早期介入事業

事業説明			
事業目的(目標)	特定健診の対象年齢になる前に、健診を受診する習慣のある人を増やす。 生活習慣の改善や適切な受診をすることで疾病の発症や重症化を防げるよう、必要な保健指導や受診勧奨を実施する。		
対象者	30～39歳の国民健康保険加入者のうち市の集団健診受診希望者 35歳以上の国民健康保険加入者のうち人間ドック費用助成希望者	実施期間	通年（4月～翌年3月）
事業概要	(集団健診)……受診勧奨の実施、(基準値を超えた人に対し)保健指導や受診勧奨の実施 (人間ドック)……受診勧奨の実施、新規35歳の国民健康保険加入者に対し個別に受診勧奨を実施		
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	<p>「評価指標の推移」</p> <p>健診受診後に実施する保健指導や医療機関受診勧奨は目標値以上に実施することができているが、健診受診率が目標未達である。</p>		
今年度の取組状況	<p>1. 集団健診【実施者：保健師(健康づくり課)、事務職員(健康づくり課 庶務係)】 利用希望者には通知等を送付し、4か所で複数回実施する健診のいずれかを受診する。</p> <p>(1)利用希望者の把握 利用希望者の把握(調査)は前年度の12月に実施済(令和5年12月に令和6年度の希望を取る)。</p> <p>(2)集団健診の準備～実施 i 健診実施日を市報に掲載し、実施日の周知を行う。 ii 各健診実施月に合わせて、利用希望者に通知(問診票等)を送付する。 iii 集団健診を実施する。</p> <p>(3)健診結果に対する保健指導または受診勧奨を実施する。</p> <p>2. 人間ドック(受診勧奨)【実施者：事務職員(市民生活課 ほけん年金係)】 (1)人間ドック契約機関や対象者に関する情報を市報に掲載する。 (2)新しく35歳になる国民健康保険加入者に対し、人間ドック費用助成の案内を送付する。</p> <p>3. 未受診者対策 特定健診未受診対策事業に合わせて、未受診者に対して再通知をし、受診勧奨する。 (健診希望調査で特定健診を申し込んだが10月までの健診で未受診の方) 文書による個別通知でアプローチする。指導内容や文書内容は、未受診理由を整理し、特定健診を受診することの重要性について伝える内容となっている。</p>		

事業評価(評価指標の推移と評価)				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)30代の健診受診率 (内訳) i 集団健診 ii 人間ドック (2)医療機関受診率 ※集団健診受診者のみ	(1)15.5% (2)21.2%	次年度に評価	次年度に評価
アウトプット指標	(1)(集団健診受診者に対する) 保健指導実施率 (2)(有所見者に対する) 保健指導実施率	(1)90%以上維持 (2)80%以上維持	(1)96.6% (2)97.2%	(1)保健指導実施率は90%以上を維持できている。健診受診時に保健指導を行う了解を本人に得て、実施できている。 (2)有所見者に対する保健指導は80%以上を維持できている。
事業課題	健診受診率及び受診勧奨対象者の医療機関受診率が低いこと。			

事業番号	事業名
⑥-1	生活習慣病予防のための重症化予防事業（医療機関受診勧奨事業）

事業説明			
事業目的(目標)	健診受診者が自分の健診結果を理解し、重症化する前に医療機関へ受診することで生活習慣病の発症および重症化を予防する。		
対象者	・新潟県健診ガイドラインによる特定健診検査項目において「受診勧奨判定値」となった者 ・中性脂肪500mg/dℓ以上、LDLコレステロール200mg/dℓ以上（内服中は除く）※人間ドックは除く	実施期間	通年（4月～翌年3月）
事業概要	新潟県健診ガイドラインによる血糖、血圧、腎機能の特定健診検査項目において「受診勧奨判定値」となった者に、医療機関受診勧奨を実施する。 ※HbA1c6.5%以上および重症化予防指導対象者で、勧奨後、医療機関での受診が確認できない場合は、再度受診勧奨を行う。（「⑥-2」参照）		
過去の経緯 <small>（評価指標の推移や課題等）</small>	<p>【過去の経緯】</p> <p>第2期計画では、集団健診受診者を中心に受診勧奨を実施していたが、第3期計画からは集団健診・人間ドック受診者のうち、血糖、血圧、腎機能において受診勧奨判定値となった者に勧奨を実施する。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『自覚症状がない』、『自身で頑張ってみる』という理由で受診しない軽度対象者に対しては、受診継続を促し、経過を見ていくとともに、タイミングを見て受診に繋がるよう支援する。 医師から「これくらいなら大丈夫」と説明され、受診しなくなるケースがあるため、医療機関との連携が必要である。 医療に繋げるだけでなく、適切な生活習慣を送れるような支援が必要である。 健診結果が悪いにもかかわらず受診しない者については、受診に繋がる効果的な説明方法を打ち合わせなどを通して考えていく必要がある。 		
今年度の取組状況	<p>【集団健診受診者】</p> <p>(1)事業担当者で従事者で打ち合わせを行い、対象者に対する配布物や説明事項の確認をする。</p> <p>(2)集団特定健診（5月～11月）の健診結果に基づき対象者を抽出し、医療機関用の書類を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 集団特定健診結果説明会（6月～12月）参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・説明会にて受診勧奨を実施する。 ii 集団特定健診結果説明会欠席者 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問・来所・電話の方法により受診勧奨を実施する。 <p>(3)医療機関受診状況を確認し、必要時再受診勧奨を行う。 →HbA1c6.5%以上および重症化予防指導対象者で、勧奨から6か月後に健診結果の戻りやレポート等で医療機関での受診が確認できない者に電話等で再受診勧奨を行う。</p> <p>(4)統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全受診勧奨判定者の医療機関受診率 ・血圧→収縮期血圧140以上、拡張期血圧90以上 ・血糖→糖尿病指示連絡票発行者 ・CKD →健診ガイドラインによるCKD進展予防のための判定基準で受診勧奨判定値以上 <p>【人間ドック受診者】</p> <p>(1)事業対象者を抽出 抽出時期：人間ドック受診から受診勧奨まで期間が空かないようにするため、受診から3か月～4か月後に対象者を抽出する。 （例：4月～6月にドック受診→8月上旬に対象者抽出・医療機関受診勧奨） 抽出方法：血圧→収縮期血圧140以上、拡張期血圧90以上 血糖→HbA1c6.5%以上 CKD →健診ガイドラインによるCKD進展予防のための判定基準で腎専門医判定（eGFR45未満）</p> <p>(2)対象者に文書を送付 対象者には勧奨文書を送付する。</p> <p>(3)3か月後、再度レポートの確認を行い、再評価する。</p> <p>≪他事業との関連≫ 「集団特定健診結果説明会」を活用して受診勧奨を実施する。 運動習慣定着促進事業で実施している運動講座への出席を積極的に勧奨する。 生活習慣病予防の知識普及啓発事業で実施している予防講座への出席を積極的に勧奨する。</p>		

事業評価（評価指標の推移と評価）				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)事業実施者の医療機関受診率 i 血圧 ii 血糖 iii CKD (2)事業実施者(ハイリスク者)の医療機関受診率 i HbA1c ii TG iii LDL	(1) i 61.2% ii 63.4% iii 85%以上 (2) i 47.5% ii 60.5% iii 34.0%	次年度に評価	次年度に評価
アウトプット指標	受診勧奨判定者に対する対面・電話による受診勧奨実施率	90%以上維持	次年度に評価	次年度に評価
事業課題	健診結果が悪いにもかかわらず受診しない方に対する受診勧奨及び保健指導の方法を確立すること。			

事業番号	事業名
⑥-2	生活習慣病予防のための重症化予防事業（保健指導事業）

事業説明			
事業目的(目標)	健診受診者が自分の健診結果の原因となっている生活習慣について、振り返りや改善に努めることで重症化を予防できる。		
対象者	対象基準（年齢40～74歳） (1)収縮期血圧180mmHg以上または拡張期血圧110mmHg以上 （内服中は除く） (2)HbA1c8.0%以上(内服中も含む) (3)CKD判定腎専門医受診勧奨判定者(内服中も含む)	実施期間	通年（4月～翌年3月）
事業概要	対象基準に該当する事業対象者に保健指導を実施する。		
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	<p>【過去の経緯】 第2期計画では、集団健診受診者を中心に保健指導を実施していたが、第3期計画からは集団健診・人間ドック受診者のうち、血糖、血圧、腎機能において事業対象者となった者に保健指導を実施する。</p> <p>【課題】 次年度生活習慣改善率が未達であること（保健指導率は90%超えているので、指導内容を工夫することで達成を目指す）。</p>		
今年度の取組状況	<p>≪実施者≫ 保健師、管理栄養士、事務員(文書の送付など)</p> <p>≪方法≫ 【集団健診受診者】 (1)事業担当者で従事者で打ち合わせを行い、対象者に対する指導内容の確認をする。 (2)集団特定健診（5月～12月）の健診結果に基づき対象者を抽出する。</p> <p>→集団特定健診結果説明会（6月～12月）参加者 (3)説明会にて保健指導を実施する。 (4)半年後に医療機関未受診者や1回目の指導でフォローが必要と判断した方を対象に、訪問・来所・電話の方法により受診勧奨や保健指導を実施する。</p> <p>→集団特定健診結果説明会欠席者 (3)訪問・来所・電話の方法により保健指導を実施する。 (4)半年後に医療機関未受診者や1回目の指導でフォローが必要と判断した方を対象に、訪問・来所・電話の方法により受診勧奨や保健指導を実施する。</p> <p>【人間ドック受診者】 (1)事業対象者を抽出 抽出時期：人間ドック受診から受診勧奨まで期間が空かないようにするため、受診から4か月～5か月後に対象者を抽出する。 （例：1月～3月にドック受診→7月上旬に対象者抽出・通知、8月保健指導） 抽出方法：判定基準以上 (2)保健指導の実施 集団健診受診者と同様の方法で保健指導を実施する。</p> <p>≪他事業との関連≫ 「集団特定健診結果説明会」を活用して1回目の勧奨（指導）を実施する。 運動習慣定着促進事業で実施している運動講座への出席を積極的に勧奨する。 生活習慣病予防の知識普及啓発事業で実施している予防講座への出席を積極的に勧奨する。</p>		

事業評価（評価指標の推移と評価）				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)重症化予防実施者 生活習慣改善率 (2)重症化予防実施者の 次年度健診結果改善率	(1)50%以上 (2)50%以上	次年度評価	次年度評価
アウトプット指標	重症化予防対象者に対する面談・ 電話による保健指導実施率	90%以上維持	次年度評価	次年度評価
事業課題	指導内容を工夫し、次年度生活習慣改善率を上げること。			

事業番号	事業名
⑦	成人歯科健診

事業説明			
事業目的(目標)	歯周病と糖尿病などの生活習慣病との関連を理解し、健康の保持・増進のために成人歯科健診を受診する市民を増やす。		
対象者	20、30、40、50、60、70、76、80歳の市民	実施期間	7月～翌年3月
事業概要	市と委託契約した医療機関13か所にて問診、歯科健診、歯科保健指導を実施する。 対象者には市で発行した受診票を持参して、診療機関にて受診してもらう。		
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から高齢者の口腔予防を目的として、対象者に76歳と80歳を加えた。 令和2年度からコロナウイルスの影響を考慮し、実施期間を3月まで延長した。 令和3年度から未受診者に対して、再通知を開始し、受診率向上につながっている。 令和5年度から対象者を拡大し、20、30歳の市民を加えた。 		
今年度の取組状況	<p>《実施者》 健康づくり課から市内医療機関（市内歯科医院）へ委託し実施する。</p> <p>《方法》</p> <p>(1)対象者の把握 住基情報から健康増進事業の対象である20・30・40・50・60・70歳になる市民を把握する。 住基情報と後期高齢データから76歳・80歳になる市民を把握する。</p> <p>(2)受診票の発送 受診票と併せて『歯周病と生活習慣病予防に関する啓発チラシ』を同封し、受診勧奨を実施する。</p> <p>(3)健診実施（健診実施期間は7月～翌年3月を予定） 市内医療機関から実施結果と委託料の請求書をお願い受診者を把握する。[※実施結果と請求は健診実施月の翌月に届く] 「自分で定期的に健診に行っている」「歯科治療中のため受診しない」と連絡のあった者の整理を行い、本来の健診受診率を把握する。</p> <p>(4)受診勧奨 集団健診や特定健診結果説明会の参加者に対し、『成人期の口腔ケアに関するチラシ』を配布する。 健診結果説明会の会場や中小企業健康管理事業で歯科衛生士による『お口の健康チェック』を行い、歯科健診の受診勧奨を実施する。 翌年1月に20～60歳、70歳の未受診者に対して健診の再勧奨通知を送付する。</p> <p>(5)周知 市内の医療機関や公共施設に成人歯科健診に関するポスターの掲示依頼をする（6月）。 6月、12月の市報を活用して、健診の受診勧奨を実施する。</p>		

事業評価（評価指標の推移と評価）				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	歯科健診受診率	16.00%	次年度評価	次年度評価
アウトプット指標	(1)受診勧奨実施率 (2)実施期間	(1)100% (2)7月～翌年3月	(1)100% 対象者全員に受診券と同時に受診勧奨チラシを同封した。 (2)当初計画通りに実施	(1)抽出した対象者全員に対し、受診勧奨を実施することができた。1月に20～70歳の未受診者に対し、受診券とナッジ理論を活用したチラシを送付し再度受診勧奨を行う予定としている。 (2)未受診者対策として実施期間を3月までとしている。（令和元年度以前は、1月までの実施）受診可能期間を長く設定していることは、利点であると考えます。
事業課題	健診未受診者の未受診理由を把握すること。			

事業番号	事業名
⑧	運動習慣定着促進事業

事業説明			
事業目的(目標)	生活習慣病予防のため継続的な運動を実践する人の割合を増やす。		
対象者	40歳以上の国民健康保険加入者かつ特定健診(人間ドックを含む)を受診した者	実施期間	7月～翌年3月
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診を受診した参加希望者に対し、市の運動施設『ぶれすぽ胎内』を活用した運動支援事業を実施する。支援内容としては、『正しい歩き方』や『運動方法全般に関する相談』などであり、ぶれすぽ胎内の職員に実施してもらう。 ・特定保健指導の対象者および、糖尿病ハイリスク者をメインに理学療法士等を講師とした運動講座を行う。 		
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の打ち合わせにおいて、NPO法人スポーツクラブたいないの職員には、初心者でも取り組みやすい簡単なメニューにしていたことをお願いしている。運動習慣の無かった人でも、簡単に参加できることを上手にアピールしていくことが必要であると考えている。 ・すでに運動習慣のある人だけではなく、保健指導や受診勧奨対象者の方に運動の必要性を感じ、参加していただくように、事業説明の方法を考えていく必要がある。 		
今年度の取組状況	<p>＜実施者＞</p> <p>保健師(健康づくり課)、事務(健康づくり課、市民生活課)</p> <p>＜方法＞</p> <p>1. 運動習慣定着促進事業</p> <p>(1) 集団健診受診者</p> <ul style="list-style-type: none"> i 以下の事業実施時に事業説明と参加者の呼びかけをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診結果説明会(全員) ・特定保健指導(結果説明会の後も、継続して支援の内容として再勧奨) ・重症化予防指導事業(結果説明会の後も、継続して支援の内容として再勧奨) ii 運動の必要性についての保健指導と運動講座の周知とスタンプカードを配布する。 iii 次年度の健診時に取組の継続状況を評価する。 <p>(2) 人間ドック(施設健診)受診者</p> <ul style="list-style-type: none"> i 費用助成申請時(施設健診においては、受診券発行申請時)にチラシを配り事業説明をする。 <ul style="list-style-type: none"> →費用助成申請書を郵送またはその他の方法で提出した人に対しては郵送する。 ii 参加希望者は人間ドック(施設健診)受診後に健診結果を持参し、保健師による保健指導を受ける。 iii 3回実施者に対する取組の継続状況等を電話等で評価する。 <p>2. 運動講座の開催</p> <p>運動講座 = 糖尿病予防講座内の運動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 担当者間で打ち合わせをする。 (2) 対象者の抽出、名簿の作成をする。 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導や重症化予防指導対象者を中心に呼びかけを行う。 (3) 案内文書を作成し送付をする。 <p>＜関連事業＞</p> <p>特定健診結果説明会、特定保健指導、重症化予防指導事業、胎内市『健康スタンプ王国』事業、人間ドック費用助成事業</p>		

事業評価(評価指標の推移と評価)				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)参加者のうち運動継続意欲のある者の割合 (2)運動習慣定着促進事業参加率	(1)80%以上 (2)2.5%	(1)68.8% (R6年11月末) (2)1.2% (R6年11月末)	(1)ウォーキング講座の参加者14人のアンケート集計結果から、約7割が運動を継続していきたいと回答し、参加者の継続意欲が高いことがわかる。今年度新たにウォーキング講座に3回参加した方に3回分の無料券を配布した。講座参加者がどのくらい継続につながったか評価し、今後の体制に活かしていきたい。 (2) 健診結果説明会で、チラシにて周知を行ったが、対象全体に対する事業参加率は、上がらなかった。しかし、結果説明会で職員の声掛けや勧めがあった対象者の方が参加率も高くなる傾向があるため、今後も機会を逃さず声掛けを継続していきたい。今年度新たに結果説明会に運動コーナーを設置し、自主のウォーキングの会やぶれすぽ胎内のチラシを配布した。今後チラシを配布した成果として参加率などを評価し、次年度もどの
アウトプット指標	運動習慣定着促進事業参加勧奨実施率	100%	100% (R6年12月4日)	概ね目標を達成できた。 【集団健診】結果説明会にて使用方法やウォーキング講座3回参加者には無料券(3回分)をプレゼントすることなど説明し、手渡した。 【人間ドック】人間ドック費用助成申請時や施設健診受診券発行時に窓口にて説明・配布した。契約をした6月以前に申請した方にはチラシを郵送した。 【共通の事項】今年度からウォーキング講座参加者の運動がモチベーションが高い状態で継続できるように、講座の3回参加者に修了証とランニングレーンの無料券(3回分)を渡すこととした。
事業課題	事業終了後も運動習慣をつけてもらう取組を実施すること。			

事業番号	事業名
⑨	生活習慣病予防の知識普及啓発事業

事業説明			
事業目的(目標)	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者がタバコと生活習慣病の関係性を理解し、喫煙本数を減少または禁煙できる人を増やす。 食習慣と生活習慣病の関係について、正しい知識を深める人の増加を図る。 		
対象者	個別禁煙指導事業→集団健診受診者のうち、喫煙している者 栄養指導事業→集団健診受診者全員 生活習慣病予防講座→全市民	実施期間	通年(4月～翌年3月)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 集団健診受診者のうち、喫煙者に対して保健指導を実施する(短時間支援の実施)。 集団健診受診者に対して、面談や電話、文書の方法により栄養指導を実施する。 特定保健指導者や重症化予防事業対象者向けに、生活習慣病予防講座を実施する。 		
過去の経緯 (評価指標の推移や課題等)	男性の肺がんおよび間質性肺炎の治療者数が増加傾向にあるため、令和3年度から個別禁煙指導事業を開始した(令和2年度までは市報での周知のみ)。これまでも集団健診参加者には栄養指導を実施していたが、計画上に記載をしていなかった。短期目標にある食生活改善者を増加させるため、令和3年度から栄養指導に関する事業目標を作成する。		
今年度の取組状況	<ol style="list-style-type: none"> 個別禁煙指導 <ol style="list-style-type: none"> 集団健診時に面談を実施する。 喫煙の有無により途中で面談を入れる。 栄養指導 <ol style="list-style-type: none"> 特定健診結果説明会参加者 面談により栄養指導を実施する。 特定健診結果説明会欠席者 電話または文書により栄養指導を実施する。 (共通) 塩分摂取量アンケートを回収する。 生活習慣病予防講座 <ol style="list-style-type: none"> 講座のテーマを選定する。 講座実施を周知する。 8月、11月(全市民が対象)、12月、翌年3月に実施する。 		

事業評価(評価指標の推移と評価)				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)禁煙した者の割合 (2)塩分摂取量が適正である者の割合 (3)生活習慣病予防講座の参加者数	(1)1%以上 (2)22.75% (3)50人以上	(1)2.9%(R6年11月末時点) (2)19.2% (3)41人(国保の人数、R6年12月集計) ※4回目を3月に実施予定	(1)禁煙した者の割合は目標を達成することができた。指導対象者の多くは喫煙が良くないとわかっていても辞めることができない方が多い。今年度新たに禁煙外来の一覧表を活用し、指導を行った。どのような資料があれば有効な指導につながるか評価を行い、今後も結果説明会での指導に加え、必要時個別健康教育等の情報提供を行い、指導を継続していきたい。 (2)目標を達成できなかった。毎年アンケートを行うことで意識づけをし、本人が取り組みそうな減塩の方法を助言できるよう努めていく。 (3)評価は翌年3月の講座終了後に行う。
アウトプット指標	(1)喫煙指導参加割合(対面での個別禁煙指導実施率) (2)栄養指導実施率 (3)生活習慣病予防講座の実施回数	(1)80%以上維持 (2)90%以上維持 (3)2回以上	(1)67.1%(R6年11月末時点) (2)97.0%(R6年12月現在) (3)3回(4回目は3月に実施予定)	(1)特定健診の質問票により対象となった喫煙者に喫煙の害や市の禁煙指導情報を掲載したパンフレットを用いて、指導を実施した。ABR方式を用いた対面指導の実施率を評価するため、今年度は電話及び郵送で結果を返した対象者を指導実施者から抜いたが、電話及び郵送希望者にも、対面指導で使用するパンフレットを郵送した。対象者の抽出条件を見直したため、昨年までの数値に比べて、個別禁煙指導実施率は低下しているが、結果説明会来所者や訪問等、対面で特定健診結果を説明できる方には全員にABR方式を用いた対面指導ができた。 (2)結果説明会では、個別で栄養指導を行った。その他、希望に合わせて対応した。今後も対象者のニーズに合わせたタイムリーな対応ができるよう調整していく。 (3)8月に昨年度の重症化予防指導の未評価者や特定保健指導等ハイリスク者を対象とした講座を新規で行ったため、例年より1回多く実施する予定である。
事業課題	特になし			

事業番号	事業名
⑩	医療費適正化事業

事業説明			
事業目的(目標)	【重複頻回・重複多剤】対象者に通知、保健指導を実施し、適切な医療受診と投薬について啓発するとともに医療費の削減に繋げる。 【ジェネリック医薬品】後発医薬品の普及を促進し、国保加入者負担の軽減や医療費適正化を図る。		
対象者	【重複頻回・重複多剤】国民健康保険加入者のうち、基準に該当する者 【ジェネリック医薬品】国民健康保険加入者	実施期間	通年（4月～翌年3月）
事業概要	【重複頻回・重複多剤】国民健康保険加入者のうち、基準に該当する者に保健指導を実施する。 【ジェネリック医薬品】12歳以上の国民健康保険加入者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額が100円以上ある者に差額通知を送付する。被保険者証交付時に意思表示カードを配布する。		
過去の経緯 <small>(評価指標の推移や課題等)</small>	医療費適正化のため、第3期計画から追加。		
今年度の取組状況	<p>「実施者」 市民生活課職員</p> <p>【重複頻回・重複多剤】 (1)対象者の抽出する（11月下旬）。 (2)保健指導対象者に通知する。 (3)保健指導の実施する。 (4)3か月を目標に受診、投薬状況をレポートにて確認する。</p> <p>【ジェネリック医薬品】 (1)ジェネリック医薬品差額通知を送付する。 (2)国民健康保険新規加入者にジェネリック医薬品の意思表示カードを窓口で配布する。 (3)市報でジェネリック医薬品について広報記事を掲載する。</p>		

事業評価（評価指標の推移と評価）				
	評価項目・評価指標	目標値	達成状況	評価と考察
アウトカム指標	(1)ジェネリック医薬品の数量割合	(1)80%以上維持	次年度に評価	次年度に評価
	(2)保健指導実施者の受診・投薬改善率	(2)70%以上維持		
アウトプット指標	(1)ジェネリック医薬品差額通知発送率	(1)100% (2)100%	(1)100% (2)R7年1月に評価する。	(1)送付対象者全員に発送することができた。 (2)R7年1月に評価する。
	(2)重複頻回受診者・重複多剤投薬者への保健指導実施率			
事業課題	重複頻回受診者・重複多剤投薬者の保健指導実施者の行動変容を促し、次年度に事業対象者とならないようにすること。			